



2024年度の税制改正大綱 ～押さえておくべきポイントを解説～

去る2023年12月14日に2024年度の税制改正大綱が発表されました。その前段部分の「基本的考え方」の中で、今は大きな時代の転換点にあることが強調され、デフレ脱却に向けた政府の強い意志が表明されています。今回発表された内容について県内企業に影響のありそうな項目をいくつか採り上げて解説してみたいと思います。

I 法人課税

1 賃上げ促進税制の強化

中小企業については、賃上げを一定以上行っていたとしてもその年赤字であった場合、控除を5年間繰り越せる措置が新設されました。

加えて、現行では教育訓練費が前年度より10%増加していれば、控除率が10%上乘せされましたが、その要件が教育訓練費の増加割合が5%以上かつ教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上と変更されました。

大企業については、より高い賃上げを促す制度へと改正されています。

必須要件 (賃上げ要件)	上乗せ要件① 教育訓練費 ^{※2}	上乗せ要件② (新設) 子育てとの両立・女性活躍支援										
・適用対象：青色申告書を提出する全企業又は個人事業主 ^{※3}												
大企業向け	<table border="1"> <thead> <tr> <th>継続雇用者の給与等支給額 (前年度比)</th> <th>税額控除率^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>+ 3%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>+ 4%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>+ 5% (新設)</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>+ 7% (新設)</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table>	継続雇用者の給与等支給額 (前年度比)	税額控除率 ^{※1}	+ 3%	10%	+ 4%	15%	+ 5% (新設)	20%	+ 7% (新設)	25%	<p>前年度比+10% ⇒ 税額控除率を5%上乘せ</p> <p>ブラチナくるみ or ブラチナえるぼし ⇒ 税額控除率を5%上乘せ</p>
継続雇用者の給与等支給額 (前年度比)	税額控除率 ^{※1}											
+ 3%	10%											
+ 4%	15%											
+ 5% (新設)	20%											
+ 7% (新設)	25%											
・適用対象：青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主 ^{※4} (その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。)												
中堅企業向け(新設)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>継続雇用者の給与等支給額 (前年度比)</th> <th>税額控除率^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>+ 3%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>+ 4%</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table>	継続雇用者の給与等支給額 (前年度比)	税額控除率 ^{※1}	+ 3%	10%	+ 4%	25%	<p>前年度比+10% ⇒ 税額控除率を5%上乘せ</p> <p>ブラチナくるみ or えるぼし三段階目以上 ⇒ 税額控除率を5%上乘せ</p>				
継続雇用者の給与等支給額 (前年度比)	税額控除率 ^{※1}											
+ 3%	10%											
+ 4%	25%											
・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等 (資本金1億円以下の法人、農業協同組合等) 又は従業員数1,000人以下の個人事業主												
中小企業向け	<table border="1"> <thead> <tr> <th>全雇用者の給与等支給額 (前年度比)</th> <th>税額控除率^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>+ 1.5%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>+ 2.5%</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table>	全雇用者の給与等支給額 (前年度比)	税額控除率 ^{※1}	+ 1.5%	15%	+ 2.5%	30%	<p>前年度比+5% ⇒ 税額控除率を10%上乘せ</p> <p>くるみ以上 or えるぼし二段階目以上 ⇒ 税額控除率を5%上乘せ</p>				
全雇用者の給与等支給額 (前年度比)	税額控除率 ^{※1}											
+ 1.5%	15%											
+ 2.5%	30%											

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能^{※5} (新設)

資料：政府税制調査会資料

2 交際費等の損金不算入制度の拡充

交際費等から除かれる飲食費等が一人当たり5,000円以下から10,000円以下へと変更されました。この改正以降は会員専用ページにて公開しております。

3 M&A投資損失に備えた準備金制度 ご入会には、入会手続き後、会員専用ページより アクセスをお願いします。

令和6年3月31日までに実施する予定のデューデリジェンスの内容)に関する事項が記載された経営力向上計画の認定を受けたものが、株式取得によってM&Aを実施する場合に(取得価額10億円以下に限る)、株式等の取得(取得価額)の一定割合の金額を準備金として積み立てた時は、その準備金(取得価額の一定割合)の範囲において損金算入できる制度に

[ご入会はこちらから](#)
(入力は数分で終わります)

[会員の方はこちらから](#)